

# 不安定化する 住まい

## 賃貸住宅の現状から

2014年

3月28日(金)

午後6時～午後8時

弁護士会館2階  
講堂 クレオA

入場  
無料

予約  
不要

数年前から、賃貸人、不動産管理業者、家賃債務保証業者が、家賃滞納を理由に、法的手続によらず、鍵交換、荷物の撤去などを行う「追い出し屋」行為による被害が社会問題となりました。現在も、不当な取立てや、脅迫的・暴力的追い出し行為は後を絶ちません。

加えて、ごく最近では、本来住居に利用される目的ではない倉庫、貸しオフィスなどを細かく仕切り、建築基準法に違反する1～2畳程度の狭小な空間を「シェアハウス」と称して貸出し、家賃を滞納すれば即時に退去させる「脱法ハウス」の存在も明らかになりました。

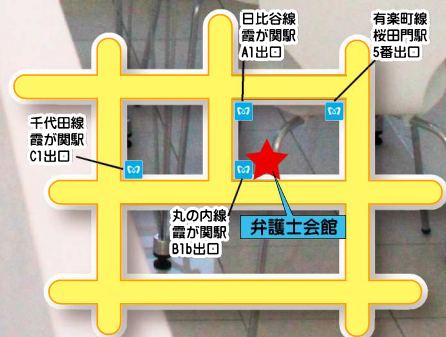
住居の不安定化は、ここ数年でさらに進んでいることとなります。住まいは生活の基盤であり、住まいが不安定では安定した生活を築くことはできません。このような不安定化する住まいへの対策を立てるためにはその原因を分析することが必要です。

そこで、賃貸住宅を中心に、

- ① 住まいが不安定化している現状を把握し、
- ② その原因を多角的に分析し、
- ③ あるべき対策を構想する

ことを目的として、シンポジウムを開催いたします。

- 基調講演 「進行する住まいの不安定化」  
稲葉剛 氏 (NPO法人自立生活サポートセンター・もやい理事長)
- 現状報告① 「追い出し屋」対策の成果と課題
  - A 「5年間で確立した裁判例と現状」  
戸館圭之 弁護士 (全国追い出し屋対策会議)
  - B 「悪質業者の告発による業務改善」  
「老朽化・耐震強度不足を理由とする明け渡しの多発」  
細谷紫明 氏 (東京借地借家人組合連合会事務局長)
  - C 「被害者の新たな住まいの確保」  
安藤周平 氏 (NPO法人ワーカーズコープ)  
林治 弁護士 (東京弁護士会人権擁護委員会格差問題部会会長)
- 現状報告② 「脱法ハウス」の現状と対策
  - A 「脱法ハウスの実情と住民の防御」  
林治 弁護士 (東京弁護士会人権擁護委員会格差問題部会会長)
  - B 「国交省による規制開始後の脱法ハウスの実情」  
坂庭国晴 氏 (国民の住まいを守る全国連絡会代表幹事)
- パネルディスカッション 「住居不安の原因分析と対策—シェアハウスの登場を視野にいれて—」  
コーディネーター 増田尚 弁護士 (全国追い出し屋対策会議代表幹事)  
登壇者 稲葉剛 氏 (NPO法人自立生活サポートセンター・もやい理事長)  
林治 弁護士 (東京弁護士会人権擁護委員会格差問題部会会長)  
小田川華子 氏 (首都大学東京講師)  
坂庭国晴 氏 (国民の住まいを守る全国連絡会代表幹事)



東京弁護士会

■問い合わせ先：法律相談課 TEL：03-3581-2206